

(目的)

第 1 条 この条例は、心身障害者の保健の向上を図るため、医療費の一部（以下「医療費」という。）を助成し、もって心身障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

【解説】

・本条は、この条例を制定する目的が、「障がい者の保健向上を図ることにより、障がい者の福祉の増進に寄与する」ことにあることを明らかにするものです。

(対象者)

第 2 条 医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、次項各号のいずれかの要件に該当する者とする。

(1) 本市が行う国民健康保険の被保険者

(2) 本市に居住している者（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。以下同じ。）で規則で定める社会保険の被保険者若しくは組合員又は被扶養者

(3) 本市に居住している者で本市以外の市町村又は特別区が行う国民健康保険の被保険者

(4) 大和市後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年大和市条例第 39 号）第 3 条に規定する被保険者

(5) 本市に居住している者で神奈川県後期高齢者医療広域連合以外が行う後期高齢者医療の被保険者

2 前項に規定する要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定により身体障害者手帳の交付を受け、かつ、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号（以下「別表」という。）に掲げる級別が 1 級又は 2 級に該当する者であること。

(2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条第 1 項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所において知能指数が 35 以下と判定された者であること。

(3) 身体障害者手帳の交付を受け、かつ、別表に掲げる級別が 3 級に該当する者で前号に規定する児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数が 50 以下と判定されたものであること。

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項の表に掲げる障害等級が 1 級に該当する者であること。

3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。

(1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による医療扶助を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）の規定による医療支援給付を受けている者

(2) 本市以外の市町村又は特別区が行う国民健康保険の被保険者のうち当該市町村又は特別区から医療費の助成を受けることができる者

(3) 神奈川県後期高齢者医療広域連合以外の広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者のうち当該広域連合の区域内の市町村又は特別区から医療費の助成を受けることができる者

(4) 65 歳以上である者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

ア 65 歳に達する日前から前項各号のいずれかに該当していた者（身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳を申請する際に添えた医師の診断書の記載日において 65 歳に達していなかった者で、当該申請に基づき 65 歳に達した日以後に同項第 1 号、第 3 号又は第 4 号のいずれかに該当するに至ったものを含む。）で、65 歳に達した日以後も引き続き該当しているもの

イ 65 歳に達する日前から次のいずれかに該当していた者（身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳を申請する際に添えた医師の診断書の記載日において 65 歳に達していなかった者で、当該申請に基づき 65 歳に達した日以後に(ア)又は(ウ)のいずれかに該当するに至ったものを含む。）で、65 歳に達した日以後に前項各号のいずれかに該当するに至ったもの

(ア) 身体障害者手帳の交付を受けた者

(イ) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者

(ウ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和 25 年厚生省令第 31 号）第 23 条第 2 号に掲げる精神障害を支給事由とする給付を受けていた者を含む。）

(5) 前年（1 月から 6 月までの間に第 4 条の規定による申請をした者にあつては、前々年）の所得（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 10 条に規定する政令で定める範囲の所得とする。）が、同法第 26 条の 5 において準用する同法第 20 条に規定する額を超える者

【解説】

<第1項関係>

- ・心身障害者医療費助成の対象となる医療保険の要件について規定しています。

<第2項関係>

- ・心身障害者医療費助成の対象となる障がいの要件について規定しています。
- ・身体障害者手帳の1級又は2級の交付を受けている方
- ・児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数が35以下と判定された方
- ・身体障害者手帳の3級の交付を受けている方で知能指数が50以下と判定された方
- ・精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている方

<第3項関係>

- ・心身障害者医療費助成を受けることができない対象者について規定しています。生活保護法による医療扶助、中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療支援給付を受けている方、他の市町村から医療費の助成を受けることができる方は、心身障害者医療費助成の対象外になります。
- ・65歳以上で新たに条例第2条第2項に定める障がい要件に該当する方は、心身障害者医療費助成の対象外になります。(ただし、65歳に達する前から身体障害者手帳の交付を受けていた方や児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていた方が65歳以上で条例第2条第2項に定める障がい要件に該当する場合は、心身障害者医療費助成の対象となります。)
- ・医療費助成を受けるには、所得に制限があります。所得の制限額以上の場合は、医療費助成を受けることができません。所得制限の基準額は次のようになります。

【詳細】

扶養親族等の数	本人の所得基準額
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円
4人	5,124,000円
5人	5,504,000円

※なお、扶養親族が、老人控除対象配偶者や老人扶養親族などに該当する場合は、基準額に別途加算があります。

(助成の額)

第3条 市長は、対象者が医療を受ける場合に要する費用（前条第2項第4号に該当する者の入院に係るものを除く。）のうち、市町村若しくは特別区が行う国民健康保険その他規則で定める社会保険又は他の法令により対象者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額を助成する。

【解説】

- ・助成の額は、医療費のうち、保険診療分から、次の額を差し引いた額となります。
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方は、入院に係る医療費は助成対象とはならないことを規定しています。
- ① 高額医療や家族療養附加給付金など、保険給付と併せて給付を受けることができるもの。
 - ② 自立支援医療など他の公費医療制度の給付を受けることができる場合
 - ③ 入院時食事療養費や入院時生活療養費の標準負担額

(申請)

第4条 医療費の助成を受けようとする場合は、市長に申請しなければならない。

【解説】

心身障害者医療費助成を受けるには、市に申請する必要があります。

(医療証の交付)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、これを審査し、適当と認める者に対し助成の決定をするとともに、医療証を交付するものとする。

【解説】

申請内容を審査したうえで、助成の決定をし、「心身障害者医療証」を交付します。

(助成期間)

第6条 医療費の助成は、前条に規定する助成の決定をした日から行い、第2条第1項及び第2項の規定による要件が消滅する日まで行う。

【解説】

助成の期間は、助成の決定をした日から開始し、医療保険の要件や障がいの要件に該当しなくなる日までとします。

(助成方法)

第7条 医療費の助成は、保険医療機関（市内の病院、診療所及び施術所並びに市外の病院等のうち市長が認めるもの）及び保険薬局（市内の保険薬局及び市外の保険薬局のうち市長が認めるもの）に対して支払うことにより行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、直接対象者に支払うことにより行うことができる。

【解説】

- ・対象者は、医療証を医療機関や薬局に提示することで、保険診療の自己負担分を支払わずに診察や投薬を受けることができます。
- ・ただし、神奈川県外の医療機関を利用した場合、他の医療給付制度の適用があるため医療機関で医療証が使えない場合、または、受診の際医療証を忘れた場合などは、対象者が医療機関等に保険診療の自己負担分を一旦支払い、後日市へ還付請求することで助成額を直接受け取るすることができます。

(医療費助成の制限)

第8条 市長は、対象者が当該医療費の助成原因である疾病又は負傷に関して損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

【解説】

交通事故や喧嘩など第三者の行為による負傷で治療した場合など、相手から損害賠償を受けたときは、その価額を限度に助成しない又は既に助成した額に相当する金額を返還していただきます。

(不正利得による返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により医療費の助成を受けた者がいるときは、助成した額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

【解説】

- ・この医療費の助成を受けるに当たり、不正の行為があった場合は、市はその者へ助成額の返還を求めることができます。

(譲渡及び担保の禁止)

第10条 医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

【解説】

- ・この医療費助成を受ける権利は、対象者本人にのみ与えられるものなので、その権利を譲渡することや担保に供することを禁止しています。

(委任)

第 11 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- ・この条例の施行に必要な事項については、「大和市心身障害者医療費助成条例施行規則」で詳細を規定しています。